

発議第 3号

国民健康保険の交付金減額（ペナルティ導入）に反対する意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

令和2年3月12日 提出

提出者 江差町議会議員 小野 寺 真
" " 小林 くにこ

賛成者 江差町議会議員 飯 田 隆 一
" " 小 梅 洋 子
" " 塚 本 眞
" " 出 崎 太 郎

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、総務大臣

国民健康保険の交付金減額（ペナルティ導入）に反対する意見書

厚生労働省は、国保料を抑制するために一般会計から国保特別会計に独自繰り入れしている市区町村に対し、国保の「保険者努力支援制度」により国が出す交付金を、減額する仕組みを2020年度から導入しようとしています。

同制度はこれまで、都道府県と市区町村の国保行政を国が採点し、“成績が良い”自治体に交付金を増やす仕組みでした。採点項目には、市区町村独自の公費繰入金を減らすよう都道府県が“指導”した場合に、都道府県の交付金を増やすことなどを盛り込んでおり、繰入金の削減による国保料値上げを誘導しかねないことが問題になっていました。

20年度では、市区町村にも、公費繰入金の削減・解消の取り組みを進めれば、交付金を増やしますが、削減・解消の取り組みを進めないと交付金を減額します。

厚労省はこれまで、市町村がおこなう公費繰り入れは「自治体の判断」でできると国会で答弁してきました。自治体独自の施策を禁止すれば、憲法が定める地方自治の本旨を侵すことになるためです。

もともと一般会計からの法定外繰入れは、国が国庫負担金を減らし続けるもとの、住民の福祉の増進を図る観点から、市町村が独自に国保料を引き上げてきたものです。だからこそ、全国知事会など地方3団体は、国庫負担金の増額を国に求めてきたものです。

国保料はいまでも高すぎるため、加入者の大半を占める非正規雇用・低所得の労働者や年金生活の高齢者らは耐えがたい高額負担を強いられているのが現状です。大幅・連続値上げとなれば、住民の命と健康、暮らしをいっそう脅かすことになります。

減額の指標は、法定外繰入れだけに限られません。特定健診・保健指導の実施率、糖尿病など重症化予防の取り組み、個人インセンティブの提供、後発医療薬品の使用割合、保険料収納率など多岐にわたります。

全国知事会など地方3団体が求めてきた国庫負担金の増額にかじを切ることこそが国の責任であり、都道府県や市町村へのペナルティともいえるべき交付金減額の仕組みを導入しないよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 2年 3月12日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫